

使用開始日 2024年12月4日

投資信託説明書(交付目論見書)

ダイワ住宅金融支援機構債ファンド — Mr. フラット —

追加型投信／国内／債券

当ファンドは、特化型運用を行ないます。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

みずほ信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00 (営業日のみ)

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債券))	年2回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。

（委託会社の情報）

(2024年9月末現在)

委託会社名	大和アセットマネジメント株式会社	資本金	151億74百万円
設立年月日	1959年12月12日	運用する投資信託財産の 合計純資産額	31兆2,593億48百万円

- 本文書により行なう「ダイワ住宅金融支援機構債ファンド－Mr. フラット－」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2024年12月3日に関東財務局長に提出しており、2024年12月4日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。

ファンドの目的

住宅金融支援機構が発行する債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

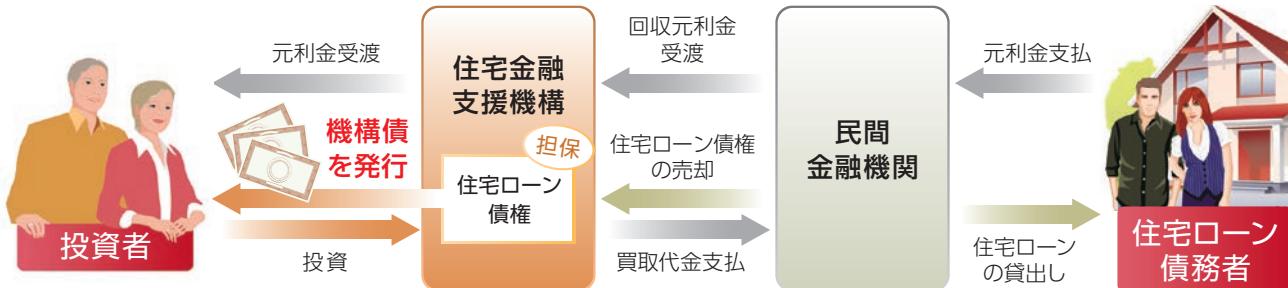
1 住宅金融支援機構が発行する機構債に投資します。

投資対象とする機構債について

政府100%出資の住宅金融支援機構が発行する資産担保証券をさします。

機構債の仕組み

住宅金融支援機構が住宅ローン債権を民間金融機関から買い取り、この資産を担保として機構債を発行します。



機構債の特徴

- ◆一般に、新発10年国債利回りよりも高い表面利率で発行されます。
- ◆機構債の発行時に超過担保を設定しているため、高い信用力があります。

- ◆機構債は住宅ローン債権を担保としているため、住宅ローンが繰上返済されたり、延滞、支払不能が起こった場合、機構債の価格に影響を与えることがあります。
くわしくは、「投資リスク」をご参照下さい。

- ・機構債は、旧住宅金融公庫が発行した同種の債券である公庫債を含みます。
- ・上記は一般的な機構債の仕組み・特徴であり、すべての事象等を示したものではなく、将来を保証するものではありません。

一般社団法人投資信託協会は、信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超える支配的な銘柄が存在、あるいは存在する可能性が高いものを「特化型」としています。当ファンドは、機構債に集中して投資する「特化型運用」を行ないます。したがって、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

ファンドの目的・特色

運用プロセス

運用にあたっては、金利の方向性、利回り水準、格付けおよび流動性等を総合的に勘案し、ポートフォリオを構築します。



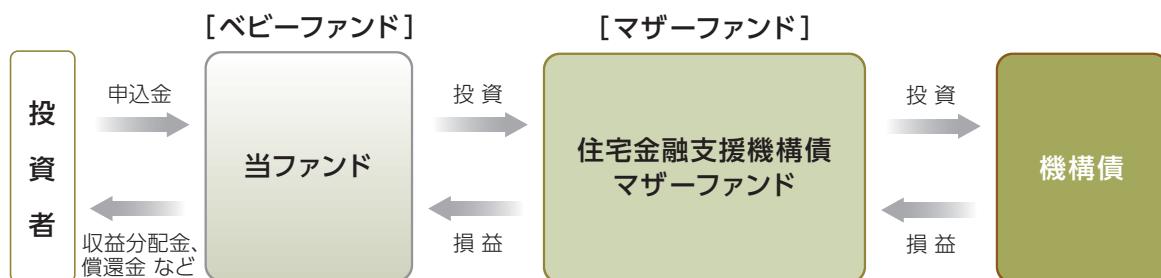
住宅金融支援機構について

- 旧住宅金融公庫の業務を継承する形で2007年に発足しました。
- 民間金融機関による全期間固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務を業務の柱とし、住生活の向上に取り組んでいます。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、債券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2

毎年3月10日および9月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、経費控除後の配当等収益等を中心に分配することをめざします。ただし、基準価額の水準等によっては、売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ・株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使等により取得したものに限ります。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資は、行ないません。
- ・同一発行体の発行する銘柄への投資割合には制限を設けません。

基準価額の変動要因

- ◆当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ◆**投資信託は預貯金とは異なります。**

主な変動要因

 公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信 用 リ ス ク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
機 構 債 固 有 の 投 資 リ ス ク	機構債は住宅ローン債権を裏付けとするため、住宅ローン債務者からの繰上返済に伴い、期限前償還されます。一般に金利変動は住宅ローンの借換えや繰上返済による期限前償還に影響を与えるため、機構債の価格は一般的の債券と異なる変動をします。期限前償還は金利要因のほかに、さまざまな要因によっても変動します。また、機構債の価格に与える影響は、住宅ローン債務者の信用状況など機構債各々の有する特性により異なります。住宅金融支援機構が法令により解散や株式会社等の法人となった場合などには、機構債は信託受益権へと変更され住宅金融支援機構による信用力がなくなるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、住宅金融支援機構や機構債に関する法制度の変更等によっても影響を受けます。
 特 定 銘 柄 へ の 集 中 投 資 リ ス ク	当ファンドは、住宅金融支援機構が発行している機構債に集中して投資するため、住宅金融支援機構の業績・財務状況・規制等の変化により大きな影響を受けます。そのため、市場動向にかかわらず基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
そ の 他	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

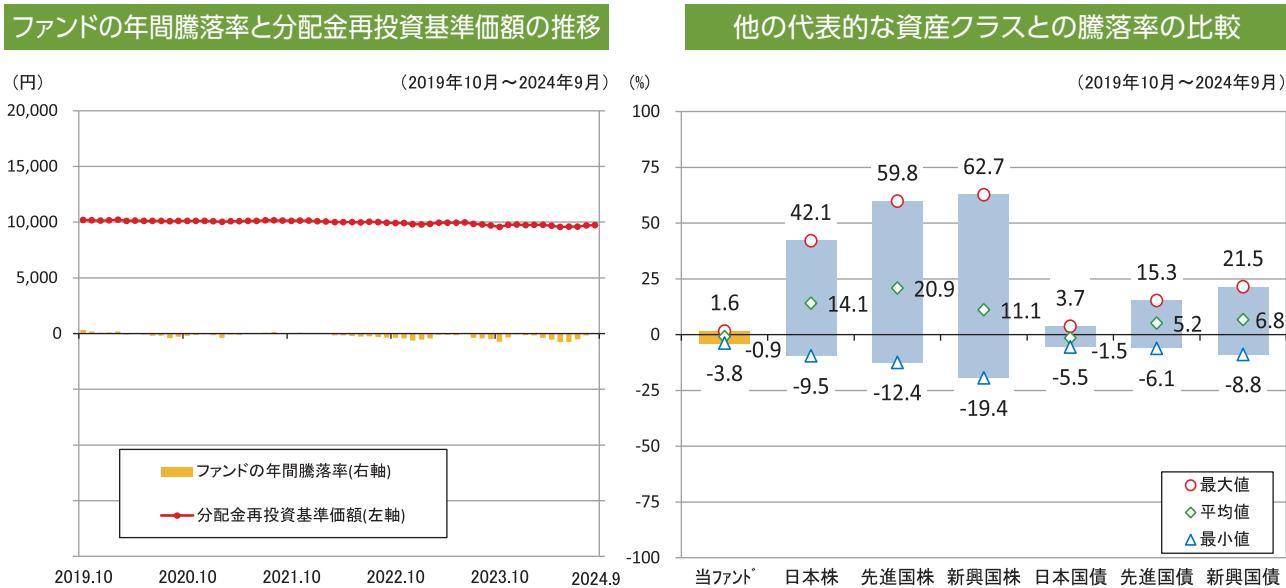
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

◆下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指標について

●配当込みTOPIXの指値および同指値にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指値の算出、指値の公表、利用など同指値に関するすべての権利・ノウハウおよび同指値にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指値の指値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（[MSCI]）が開発した指値です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドに基づいているインデックスに関するいかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指値で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指値の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指値はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指値に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指値は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指値を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

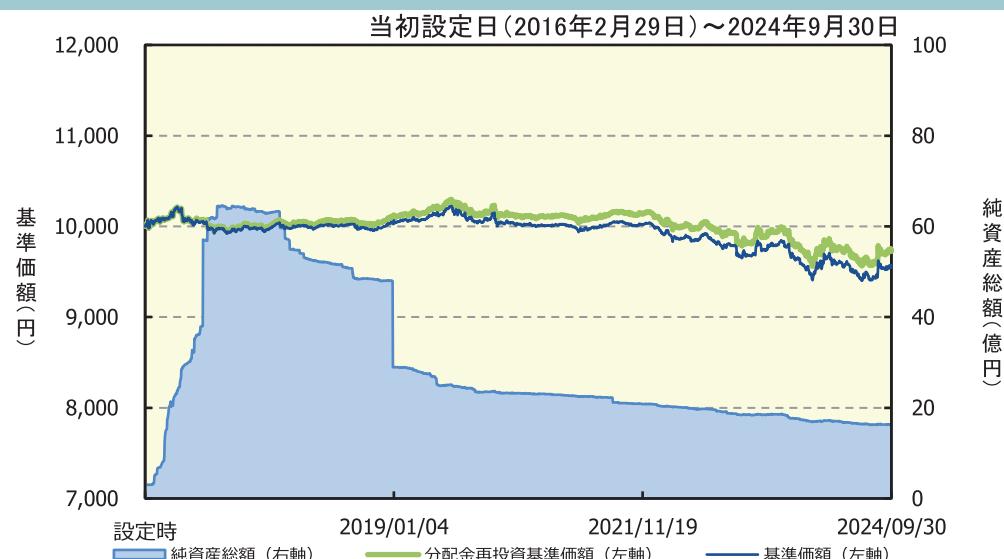
● ダイワ住宅金融支援機構債ファンド —Mr. フラット—

2024年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,546円
純資産総額	16億円



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 25円							設定来分配金合計額: 185円						
	第6期 19年3月	第7期 19年9月	第8期 20年3月	第9期 20年9月	第10期 21年3月	第11期 21年9月	第12期 22年3月	第13期 22年9月	第14期 23年3月	第15期 23年9月	第16期 24年3月	第17期 24年9月		
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	15円	
※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。	※比率は、純資産総額に対するものです。													

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

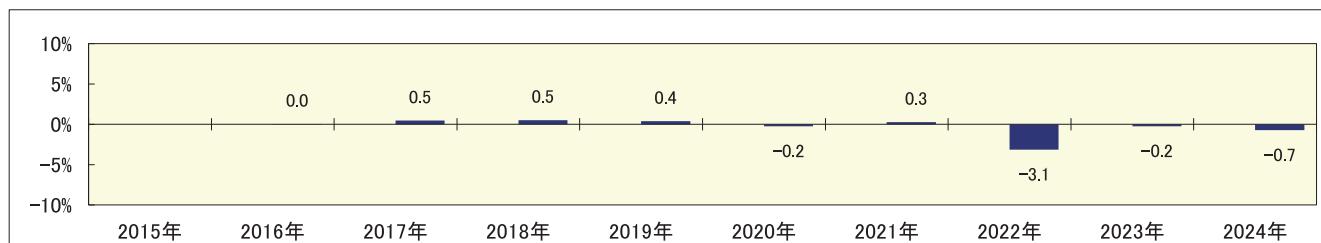
資産別構成	銘柄数	比率	債券ポートフォリオ特性	値	組入上位10銘柄	利率(%)	償還日	比率
国内債券	7	96.2%	直接利回り(%)	0.5	108 住宅機関RMBS	0.340	2051/05/10	33.5%
国内債券先物	-	-	最終利回り(%)	1.2	107 住宅機関RMBS	0.480	2051/04/10	32.8%
コール・ローン、その他		3.8%	修正デュレーション	5.8	100 住宅機関RMBS	0.840	2050/09/10	8.7%
合計	7	100.0%			103 住宅機関RMBS	0.860	2050/12/10	6.2%
債券種別構成	比率	格付別構成	比率	194 住宅機関RMBS	0.940	2058/07/10	5.5%	
ABS・MBS等	96.2%	AAA	100.0%	177 住宅機関RMBS	0.400	2057/02/10	4.9%	
		AA	-	172 住宅機関RMBS	0.310	2056/09/10	4.7%	
		A	-					
		BBB	-					
		BB	-					
合計	96.2%	合計	100.0%	合計				96.2%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

年間收益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2016年は設定日(2月29日)から年末、2024年は9月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込について	申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	2024年12月4日から2025年6月3日まで ただし、終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。

 その他	信託期間	2016年2月29日から2026年3月10日まで
	繰上償還	<p>次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年3月10日および9月10日(休業日の場合翌営業日)
	収益分配	<p>年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。</p> <p>(注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。</p>
	信託金の限度額	5,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
	運用報告書	<p>毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。</p> <p>また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。</p>
課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの対象ではありません。</p> <p>※2024年9月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>	

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 0.55% (税抜0.5%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容		
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.77% (税抜0.7%)以内	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。		
委託会社		ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。		
販売会社	配分については、 下記参照	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。		
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。		
		前記の運用管理費用(年率)は、毎月10日(休業日の場合翌営業日)における新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 新発10年国債の利回りが イ. 1%未満の場合 年率0.198%(税抜0.18%) ロ. 1%以上2%未満の場合 年率0.33%(税抜0.30%) ハ. 2%以上3%未満の場合 年率0.44%(税抜0.40%) ニ. 3%以上4%未満の場合 年率0.55%(税抜0.50%) ホ. 4%以上5%未満の場合 年率0.66%(税抜0.60%) ヘ. 5%以上の場合 年率0.77%(税抜0.70%)		
	〈運用管理費用の配分〉 (税抜)(注1)	委託会社 販売会社 受託会社		
	前イ. の場合	年率0.075%	年率0.075%	年率0.03%
	前ロ. の場合	年率0.135%	年率0.135%	
	前ハ. の場合	年率0.185%	年率0.185%	
	前ニ. の場合	年率0.235%	年率0.235%	
	前ホ. の場合	年率0.285%	年率0.285%	
	前ヘ. の場合	年率0.335%	年率0.335%	
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。		

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税 金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ダイワ住宅金融支援機構債ファンド —Mr. フラット—	0.25%	0.25%	0.01%

※対象期間は2024年3月12日～2024年9月10日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、
期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

• Memo

Memo

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management